

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年8月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500030 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500036 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の船舶運営会における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和 20 年 4 月 1 日、喪失年月日を昭和 21 年 8 月 1 日とし、昭和 20 年 4 月から昭和 21 年 7 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、船員保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

上記訂正後の請求者に係る船舶運営会の船員保険被保険者記録について、昭和 21 年 2 月 14 日から同年 3 月 31 日までの期間を戦時加算の対象期間とすることが必要である。

上記訂正後の船員保険被保険者記録のうち、その余の期間については、戦時加算の対象期間として認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 22 年 2 月 1 日まで

A 年金事務所で夫の船員保険の加入記録を照会したところ、船舶運営会において昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得していることが判明したが、資格喪失日が確認できない旨回答を受けた。

私の夫は、請求期間当時、B 社の社員として同社所有の船舶に乗船していたはずなので、調査の上、被保険者資格の喪失日を確定してほしい。

また、請求期間中には戦時加算に該当している期間があると思うので、併せて調査してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者から提出された徴用解除令書及び B 社から提出された人事記録により、訂正請求記録の対象者は、請求期間の一部を含む昭和 20 年 1 月 25 日から昭和 21 年 7 月 31 日までの期間において、船員動員令による被徴用船員として、船舶運営会に所属していたことが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者の船員給与手帳によれば、訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち昭和 21 年 2 月 13 日から同年 5 月 17 日までの期間において、船舶運営会の管理下にあったアメリカ合衆国所有の船舶「C 丸」に乗り組み、給与から船員保険料を控除されたことが確認できる。

一方、訂正請求記録の対象者の船員保険被保険者台帳 (旧台帳) によれば、昭和 20 年 4 月 1 日付けで船舶運営会に係る船員保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、

同資格の喪失日は確認できない上、船舶運営会に係る船員保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者と同様に同資格の喪失日が記載されていない者が散見されることから、請求期間当時における社会保険庁（当時）の記録管理は適切ではなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者の船舶運営会における資格取得日を昭和 20 年 4 月 1 日、資格喪失日を昭和 21 年 8 月 1 日とすることが妥当である。

なお、昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条の規定により、1 万 2,000 円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち昭和 21 年 8 月 1 日から昭和 22 年 2 月 1 日までの期間について、請求者は、前述の徴用解除令書以外に様々な資料を提出しており、そのうち B 社から発行された辞令には、「依願解職 昭和 22 年 1 月 31 日」と記載されているものの、同社は、当該資料について、当時の船員の雇用形態が分からないため、解職日は不明である旨回答している上、前述の人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 21 年 8 月 1 日付けで同社を退職した旨記載されている。

また、B 社に係る船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、連絡先が不明であり、訂正請求記録の対象者の勤務の状況及び船員保険料の控除について陳述を得ることができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の昭和 21 年 8 月 1 日から昭和 22 年 2 月 1 日までの期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 21 年 8 月 1 日から昭和 22 年 2 月 1 日までの期間については、訂正請求記録の対象者が船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求者は、請求期間中には戦時加算に該当している期間があると思うので、併せて調査してほしい旨陳述しているところ、訂正請求記録の対象者の船員手帳により、上記訂正後の船員保険被保険者期間のうち昭和 21 年 2 月 13 日から同年 5 月 17 日までの期間において、船舶運営会の管理下にあったアメリカ合衆国所有の「C 丸」に乗り組んでいたことが確認できる。

また、戦時加算該当船舶名簿によると、C 丸については、昭和 21 年 2 月 14 日から同年 3 月 31 日までの期間において、戦時加算の該当となる船舶であることが確認できる。

これらの事実から昭和 21 年 2 月 14 日から同年 3 月 31 日までの期間を戦時加算の対象期間とすることが必要である。

一方、上記訂正後の船員保険被保険者期間のうち昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 2 月 14 日までの期間については、B 社から提出された人事記録には、訂正請求記録の対象者の当該期間における乗下船記録が記載されていない上、請求者は訂正請求記録の対象者の当該期間に係る船員手帳を保管していないことから、訂正請求記録の対象者が当該期間において乗り組んだ船舶名、乗船期間等を確認することができない。

また、上記訂正後の船員保険被保険者期間のうち昭和 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、戦時加算の対象期間は、制度上、昭和 21 年 3 月 31 日までとされていることから、戦時加算の対象期間に当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記訂正後の船員保険被保険者期間のうち、昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 2 月 14 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、戦時加算の対象期間として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500098 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500037 号

第 1 結論

請求期間については、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 49 年 4 月 30 日に訂正し、昭和 49 年 4 月の標準報酬月額を 8 万円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が被保険者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 3 月 21 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間において、A 社（現在は、C 社）に継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の加入記録、C 社から提出された請求者に係る人事台帳及び在籍証明書並びに同社の回答から判断すると、請求者は、A 社に継続して勤務し（A 社から同社 B 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

なお、異動日については、C 社の回答及び前述の人事台帳並びに A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 49 年 4 月 30 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の昭和 49 年 5 月の厚生年金保険記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500115 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500040 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は B 社) C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 33 年 4 月 3 日から同年 3 月 17 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

また、請求者の A 社 D 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 37 年 10 月 1 日から同年 9 月 29 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

昭和 33 年 3 月 17 日から同年 4 月 3 日までの期間及び昭和 37 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 33 年 3 月 17 日から同年 4 月 3 日までの期間及び昭和 37 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から同年 4 月 3 日まで
② 昭和 37 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 26 年 10 月 1 日から昭和 57 年 6 月 23 日まで A 社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、昭和 33 年 3 月 17 日から同年 4 月 3 日まで及び昭和 37 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険被保険者となっていないため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の被保険者記録、B 社が請求者に対し発行した文書及び同社の回答により、請求者は、当該期間において、A 社に継続して勤務し (A 社 C 支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、B 社は、請求者の異動日に係る資料を保管していないものの、異動発令日が個人ごとに異なることはなく、同一日であり、請求期間①においては、昭和 33 年 3 月 17 日付けで発令していた旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の昭和 33 年 4 月の厚生年金保険の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

請求期間②について、雇用保険の被保険者記録、B 社が請求者に対し発行した文書及び同社の回答により、請求者は、当該期間において、A 社に継続して勤務し (A 社 D 支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、B社は、請求者の異動日に係る資料を保管していないものの、異動発令日が個人ごとに異なることはなく、同一日であり、請求期間②においては、昭和37年9月29日付けで発令していた旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の昭和37年10月の厚生年金保険の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料の保管が無く不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500071 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500017 号

第 1 結論

昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 1 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に当時勤務していた A 事業所を退職した後すぐに国民年金に加入した。国民年金の加入手続をどのように行ったかについては、記憶が定かではないが、母が婦人会を通じて、私の国民年金保険料を納付していたはずである。同時に納付していた両親の国民年金記録は納付済みとなっているので、自分の記録も納付済みとされるべきである。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が婦人会を通じて請求者の国民年金保険料を納付していたと陳述しているが、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、既に他界し、その証言を得ることができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求期間当時、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間は未加入期間であり、請求者の母親は当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500084 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500035 号

第 1 結論

請求期間①から③までについて、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月 7 日から同年 6 月 18 日まで
② 昭和 59 年 9 月 1 日から昭和 60 年 7 月 21 日まで
③ 昭和 60 年 9 月 1 日から昭和 61 年 3 月 25 日まで
④ 昭和 63 年 2 月 22 日から同年 10 月 1 日まで

私は、請求期間において、B 市内の C 事業所に勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、当該期間については、A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した辞令及び D 事業所が提出した人事記録によると、請求者は、請求期間において、臨時的に任用された講師として、B 市内の C 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D 事業所は、請求期間において、請求者の給与から厚生年金保険料を控除したかは不明と回答している上、当時、欠員補充以外の E 職については、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった旨回答している。

また、オンライン記録によれば、請求者は、昭和 63 年 10 月 1 日付けで A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同日付で同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち複数の者は、請求期間中に講師として勤務していた旨陳述しているが、昭和 63 年 9 月までは厚生年金保険の被保険者期間とされておらず、同事業所は、請求期間当時、必ずしも全ての講師を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 12 条によれば、臨時に使用される者であって 2 か月以内の期間を定めて使用される者については、厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されているところ、前述の辞令及び人事記録によれば、請求期間①については、2 か月以内の期間を定めて任用されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500079 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500038 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 10 月 2 日から昭和 58 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 10 月 2 日付けで、A 事業所に日々雇用される C 職として採用されたにもかかわらず、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 58 年 8 月 1 日と記録されており、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

昭和 57 年 10 月 2 日に採用されたことが記載されている人事記録を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び B 事業所から提出された人事記録（乙）により、請求者は、昭和 57 年 10 月 2 日付けで、A 事業所に日々雇用される C 職として採用されたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、請求期間当時における厚生年金保険の取扱いについて、資料が保管されていないため不明であるが、希望制又は一定期間経過後に加入させていた可能性がある」と回答している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、C 職であったとする複数の同僚については、採用されたとする日から数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間当時、同事業所では、C 職について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、ほかに請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500072 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500039 号

第 1 結論

昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 2 月までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 50 年 3 月から昭和 51 年 3 月までの期間について、請求者の B 社 (現在は C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 2 月まで
② 昭和 50 年 3 月から昭和 51 年 3 月まで

私は、請求期間①において、D 市にあった A 社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無いので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、請求期間②において、E 市にあった B 社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述及び請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録 (資格取得日は昭和 49 年 6 月 3 日、離職日は昭和 50 年 2 月 28 日) から、期間の特定はできないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間①当時、A 社の事業主であった者の家族は、事業主への聴取は困難であり、当時の関連資料等も保管されていない旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について事業主の陳述及び関連資料を得ることができない。

また、前述の被保険者原票により請求期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、請求者と同時期に入社した同僚は、当該期間当時、厚生年金保険の加入は希望制であった旨陳述している上、請求者の当該期間における厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者原票によると、請求期間①を含む前後の期間にわたり、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

2 請求期間②について、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、請求者を記憶している旨陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C 社に照会したが、回答を得ることができず、請求者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について事業主の陳述及び関連資料を得ることができない。

また、前述の被保険者原票により請求期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者原票によると、請求期間②を含む前後の期間にわたり、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

- 3 請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。